

平成24年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会議事録

1 日 時 平成24年11月12日（月）13時30分～15時40分

2 場 所 杉妻会館 4階 牡丹の間

3 出席者 【消費者代表委員】

小沼 光子 委員

太田 陽子 委員

佐藤 一夫 委員

森 成子 委員

加藤 幸枝 委員

【生産者・製造者・流通業者代表委員】

遊佐 正広 委員

久保木幸子 委員

松永 雄一 委員

伊藤 信弘 委員

過足 満雄 委員

【学識経験者代表委員】

阿部 正 委員

千葉 養伍 委員

宮崎 真 委員

4 議事内容

【開 会】

（司会）定刻でございますので、ただいまから、平成24年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会を開催いたします。

本懇談会の委員の方々におかれましては、本年11月1日から平成26年5月31日までの任期ということで、新たに委嘱をさせていただいております。懇談会に先立ちまして、本日、お集まりいただきました、委員の方々をあらためてご紹介いたします。

まず、福島県消費者団体連絡協議会理事 会津若松消費生活研究会会長の小沼光子委員でございますが、少々遅れておりまして、到着次第ご紹介申し上げたいと思います。

続きまして、財団法人福島県婦人団体連合会所属 相馬地方婦人団体連合会役員の太田陽子委員でございます。

(太田委員) 皆さまこんにちは。私はこういう席に来るのは初めてなんですが、今回の震災後の放射能の話を書く機会がありまして、ずいぶん浜通り方面の放射線量は低いということで今回出席させていただきました。放射能のこと等いろいろ伺えるということなので、勉強させていただきたいと思います。

(司会) 続きまして、福島県生活協同組合連合会専務理事 佐藤一夫委員でございますが、15分ほど遅れると連絡が入っておりますので、後ほどご紹介させていただきます。

続きまして、福島県生活研究グループ連絡協議会会長 森成子委員でございます。

(森委員) どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 次に、県民の公募により選ばれました、加藤幸枝委員でございます。

(加藤委員) 加藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。前やっていたとき、去年1回もなかったもので、今年再開ということでとてもうれしく思っております。お世話になります。

(司会) 続きまして、生産者、製造者及び流通販売者代表委員をご紹介します。
福島県農業協同組合中央会 農業対策部長 遊佐正広委員でございます。

(遊佐委員) J A福島中央会の遊佐でございます。引き続きよろしく申し上げます。

(司会) 続きまして、福島県漁業協同組合女性部連絡協議会会長 久保木幸子委員でございます。

(久保木委員) 久保木です。よろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして、社団法人福島県食品衛生協会理事 松永牛乳株式会社代表取締役
松永雄一委員でございます。

(松永委員) 松永です。南相馬から参りました。よろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして、福島商工会議所常議員 株式会社いちい代表取締役社長 伊藤信
弘委員でございます。

(伊藤委員) 伊藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) なお、伊藤委員におかれましては、所用がございまして、本日冒頭のみのご出
席となりますので、ご了承ください。

続きまして、福島県青果市場連合会会長 株式会社郡山大新青果代表取締役社
長 過足満雄委員でございます。

(過足委員) 過足です。よろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして、学識経験者委員を御紹介いたします。

福島学院大学学長 阿部正委員でございます。

(阿部委員) 阿部でございます。よろしくどうぞよろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして福島大学人間発達文化学類教授 千葉養伍委員でございます。

(千葉委員) 千葉でございます。よろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして、福島県立医科大学放射線健康管理学講座助手 宮崎真委員でござ
います。

(宮崎委員) 宮崎でございます。よろしくお願いいたします。

(司会) 以上13名の皆様でございます。委員の皆様、よろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして、福島県保健福祉部長より御挨拶を申し上げます。

【あいさつ】

(保健福祉部長) 県の保健福祉部長の菅野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。本年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様方には、今回大変お忙しい中、当懇談会の委員に御就任いただきまして心より感謝申し上げます。また、日頃、本県の保健衛生行政の推進につきまして、多大な御理解と御協力を頂戴いたしております。この場を借りましてあらためて感謝申し上げます。

さて、本県の食品の安全確保につきましては、平成14年11月に現行の「福島県食品の安全確保に係る基本方針」とその対策プログラムを策定いたしまして、3年ごとに見直しを行いながら、各事業の着実な実施に努めてまいったところでございます。

食品の安全確保につきましては、依然と致しまして、ノロウィルスによる食中毒の発生、あるいは食品に対する異物の混入とか、あるいはまた表示違反とか、いろいろな事案が相変わらず発生いたしております。最近の事例でありますと、北海道で浅漬けのO157の食中毒事案があり、死亡された方も出てしまったという事案がございます。こういった食の安全は依然として大きな課題でございますけれども、本県の場合は昨年の東日本大震災と東京電力第一原子力発電所の事故に伴いまして、食品中の放射線物質対策というものが喫緊の課題となっております。

今現在、県といたしましても、米の全袋検査をはじめといたしまして、産地毎の流通する農林水産物の検査、あるいは食品の収去検査、また水道水源あるいは井戸水の検査等々努めております。一方でご家庭の食事をそのまま頂戴しまして、陰膳検査と申しますけれども、これは学校の学校給食あるいは今の保育園等々もやっております。全て検査態勢を整えてスタートしているところであります。

また、保健福祉部といたしましては、お母様方のご不安をいくらかでも解消しようということで、電話相談のほかにも、母乳検査も無料でお引き受けして検査しているところでありまして、幸いなことに今までのところ、どなたのお母さんの母乳からも放射性物質は検出されていないということで、これについても引き続き検査を続けて参りたい、全庁あげて全力で取り組んで参りたいと考えております。

本日は、従来取り組んできた「食品の安全確保に係る基本方針」及びその対策プログラムについて、こういった情勢を踏まえまして、今般、抜本的に見直しを行いたいと考えております。従前も懇談会がございましたけれども、食の安全・安心の確保に向けて、今般、名称も変更させていただいて、新たなメンバーでスタートさせていただくということで、お願いをした次第でございます。本日は、第3期の食品安全確保対策プログラムの実施状況について、ご報告させていただくとともに、あらたな基本方針と対策プログラムについての案をまとめましたので、委員の皆様方から忌憚のない積極的なご意見を賜りたいと考えております。本日、長時間で大変恐縮でございますけれども、よろしくごお願い申し上げまして、私からのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

(司会) ありがとうございます。

ここで、伊藤委員、それから保健福祉部長におかれましては、所用によりここで退席させていただきます。ご了承ください。

【座長選任】

(司会) 引き続きまして、ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱の第5によりまして、本懇談会の座長の選任をお願いいたします。委員の皆様いかがいたしましょうか。

(「事務局一任」の声)。

(司会) 「事務局一任」という声がありましたが、よろしいでしょうか。

それでは事務局といたしましては、これまでの本懇談会の座長を長年お引き受けいただきました福島学院大学の阿部学長にお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(拍手)

(司会) ありがとうございます。それでは、阿部学長にこれから議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(座長) 改めましてこんにちは。座長に選任されましたので、暫時、進行を務めさせていただきます。着座にて失礼させていただきます。

先ほど、保健福祉部長さんから当懇談会の趣旨並びにこれまでの経緯につきましてお話がございましたとおりで、改めて私のほうから皆様にお話するということはありませんが、やはり、お話の中にありましたように、今回の原子力の事故に伴いまして、放射能汚染の問題は非常に県民にとって食の安全・安心に関わる非常に重大な関心事でございますので、各界の委員の皆さんから忌憚のないご意見をいただきまして、本県の様々な施策、特に食の安全に関する施策に活かしていただけるようお願いしたいと思っております。

【議 事】

議題1 「ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱」について

(座長) それでは議事に入りたいと思います。

まず議題1 「ふくしま食の安全・安心推進懇談会設置要綱について」でございます。この懇談会は平成14年から全国に先駆けて達成度評価とか工夫をされてきたわけでございますが、今般、先ほどのご挨拶のとおり、食品という形ではなくて、食という幅を広げた形での議論を施策に活かしたいという趣旨のようでございますので、設置要綱について、まず事務局の方からご説明をいただければと思います。

(事務局：食品生活衛生課長～資料1により説明)

(座長) ありがとうございます。名称が柔らかくなり、内容もまさに、食品の安全、いわゆる科学的評価に基づいた議論というところから、さらに安心という部分を加えて幅広く、しかもこれまで、言葉はきついかもしれませんが、どちらかというリスクマネジメントの観点からこの懇談会が1つの大きな目的ではあったかと推測してるわけですが、それをさらに、リスクコミュニケーションの部分をより一層広げてきた形で設置される。県民にとっては大変素晴らしいことではなからうかと思われま。皆さんも、事前に要綱についてはご覧いただいているかと思いますが、なにか不明な点がございましたら、若干意見を伺っておきたいと思っております。いかがでしょうか。

(意見等なし)

(座長) よろしいでしょうか。ありがとうございます。

議題 2「第 3 期福島県食品安全確保対策プログラム」の実施状況について

(座長) それでは本題というべき、議題の 2 番目に入らせていただきます。「第 3 期福島県食品安全確保対策プログラムの実施状況について」でございます。これは昨年までの実施についての反省を踏まえて、ご説明があらうと思います。事務局からお願いいたします。

(司会) 資料 2 の説明の前に、後からおいでいただきました委員のお二人を紹介させていただきます。

まず、福島県消費者団体連絡協議会理事 会津若松消費生活研究会会長の小沼光子委員でございます。

(小沼委員) 小沼です。よろしくお願いいたします。

(司会) 続きまして、福島県生活協同組合連合会専務理事 佐藤一夫委員でございます

(佐藤委員) 遅れて大変申し訳ございませんでした。佐藤です。よろしくお願いいたします。

(司会) よろしくをお願いいたします。

(事務局：食品生活衛生課主幹～資料 2 により説明)

(座長) ありがとうございます。第 3 期のプログラムは、平成 21 年度、22 年度、23 年度と、23 年度が最後の年になったわけなんです、この最後の年において原発の事故がありまして、事業数あるいは検体数の減少、あるいはご説明が今事務局の方からありましたように、23 年度に限ってはプログラムの評価というのは中々難しいというご説明がございました。皆様から、今後の施策に活かす意

味でも、是非ご意見をいただきたいと思います。

4つのプログラムが進行してきたわけですが、まず最初の「監視指導プログラム」につきまして、例えば生産段階における指導の強化、トレーサビリティシステムの推進、あるいは食品表示の適正化の推進というような成果目標を掲げてきたわけですが、具体的な取り組みとして若干100%ではなかったという話だったんですが、この「監視指導プログラム」についてご意見ございますでしょうか。小沼委員いかがでしょうか。突然のご指名で大変恐縮ですが、もしなにかございましたらどうぞ。

(小沼委員) 私、こういう会議に出させていただくのは初めてなのでちょっと恐縮しております。私は会津若松なんですけれども、県内では今回の震災についてはいくらか助かっている部分があるのかなと思っておりますけれど、23年度の評価は確かに混乱があって難しかったのだと思いますが、だからこそ、なお大事なんではないかな、と今感じたところです。

(座長) 他にご意見ございませんでしょうか。まさに今、小沼委員がおっしゃった通りで、これを新しい基本方針に是非活かして、後で事務局の方からご説明があるかと思いますが、事前に資料を読ませていただいた限りにおいては、書かれているのではなかろうかなと思われま。これは私の個人的な意見です。

どうぞ、千葉委員。

(千葉委員) ちょっと気になったところがあったので教えてもらいたいんですけども、昨年度23年度は大変な状況の中でご苦労されたことだと思います。その結果、いろんな予定していた計画が実施できなかったというところがあると思います。そのためということなのかわからないのですが、例えば23年度の不良食品の数が少なかったとか、検査に引っ掛かるような食品の件数が少なかったということがいくつか見受けられるかと思うんですけど、当初予定したものがあれば、もう少し増えたということなんでしょうか、あるいは検査に引っ掛からなかったことで結果的に下がってしまったということなのか、どんな感じで捉えてらっしゃるのでしょうか。

(座長) 事務局、お願いします。

(事務局：食品生活衛生課長) 食品生活衛生課でございます。ただいまのご意見につきまして、私どもといたしましてもはっきりした答えを持ってはございません。ただ、皆さんの生活の中での関心が放射能問題への対応、あるいは生活の激変によるいろいろな状況への対応等に向かったせいもあってか、県民の皆様からの不良食品の報告数というのが大変少ない状況でございました。また、ご家庭における食中毒の発生というものにつきましても、ご報告がなかったという現実がございます。一方、検査の体制については、検査機関自体が被害を受けたということもございまして、年間の検査件数自体が最初の計画通りには進まなかったということもございます。ただ、どちらかという、こういった指標の形に反映されたものにつきましては、先ほどお話し申し上げたように、県民の関心がむしろ震災のいろいろな問題の方に向かっていたからではないかと考えております。

(座長) データの取扱いについて、千葉委員の方からご指摘があったのではなかろうかと思えます。したがって、いわゆる事後点検・事後評価の観点からは評価はできないのではないかなとは思いますが、これは不良食品発生件数が15件で少なかったというのは、検査件数その分だけ少なかったから、当然検出件数も少なくなったということだろうと思えます。そういうこともありまして、事後点検・事後評価のあり方というのはなかなか難しいかなと思われま。ご存じかと思いますが、是非、新しい対策プログラムで活かしてもらえればと思っております。他にご意見ございませんでしょうか。

なければ、1つ1つ、「検査・調査研究プログラム」、残留農薬、調査研究の推進等々につきまして、このプログラムについてはいかがでしょうか。この辺は千葉委員に伺いたいなと思っていたんですが、先を越されましたので、「検査・調査研究プログラム」について、何かご意見はございませんか。

これまでの一連のプログラムについては非常に良くできているんですね。非常に緻密にできていると私は評価しているわけですが、今般、「食品」ではなくて、新しく「食の安全・安心」という非常に幅広い、内心大丈夫かなとちらっと頭をよぎったんですが、県民にとっては大変結構なこと。この調査研究プログラムに何かご意見ございますか。

(意見等なし)

(座長) よろしいですか。では、ご意見がないようなので、「支援・連携プログラム」、これもなかなか難しかったのではなかろうかなと思いますが、19ページの農薬の適正使用とか講習会。講習会はしっかりやっておられたようですので、牙城は守ったかなと思います。まさに小沼委員がおっしゃったように、こういったときだからこそ、抜けないところは抜けないんだということではなかろうかなと思います。何かこのからみでございませうでしょうか。学校給食関係ですと、何かご意見ございませうでしょうか。佐藤委員いかがでしょうか。生協さんで積極的にいろいろな活動をされておりましたので、どうでしょうか。

(佐藤委員) この点に触れる前に、プログラム内であって、原発事故があつて当初予定してたものが取り組めないような状況に置かれたと思うんですよね。ただ一方では、プログラムにはないけれども、原発事故に伴って食の安全・安心に伴う取り組みを数多くされたと思うんですよね。そういった一端を、報告していただいて評価してあげないと大変かなという感じをしながらずっと話を聞いていました。

それはそれ、あれはあれ、とはならないんで、やる人は限られた人数でやるんで、そういうこともあるんだろうと思いますし、心配だったのはその前のところでいえば、食品の残留農薬検査の検体が猛烈に少ないわけで、そうすると、原発対応することによって、どんどん残留農薬の検査が後手後手に回ってしまうと大変なことになってしまうので、その辺の体制をどう整えていったらいいのか、その辺を注視していく必要があるかなと思っております。

「支援・連携プログラム」のところでは、安全安心きのこ栽培の推進、これ無理ですよ。きのこは圧倒的に放射線高くて、自粛になってたんですから、これやること自体は難しかったんじゃないかと思います。そういう中で19人が参加されたのはすごいなと思います。あと、学校給食は今、1食分余計に検査をするという指導をされてますよね。この辺の経過については、はじめに多くの新聞紙上等でも発表されていたので、生協でも陰膳っていう方式で調べています。全く出てませぬので、問題ないレベルがずっと続いているので、多分学校給食の段階でもそういう状況が続いているかと思うんですけど、その辺の最新情報があったら教えていただけたらなと思います。

(座長) 本来の趣旨といたしましては、この第3期の事後点検・検証ということなんで

すが、佐藤委員から実はもっといろいろ頑張っているんだらうと、データの無いことかもしれないけれども、少し、一端を聞かせていただければというご要望でございますので、いかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長) 佐藤委員のご指摘はごもっともでございます。私どももいろいろ対応に追われました。その対応の中身につきましては、どちらかというと資料4にございます食の安全・安心対策プログラム、新たなプログラムでございますが、そちらの方にほぼ盛り込まれていると認識しておりますので、大変恐縮ではございますが、そちらの方のご説明の際に合わせて説明させていただくということでいかがでしょうか。

(座長) いかがでしょうか佐藤委員。

(佐藤委員) はい。ありがとうございます。

(座長) やはり、放射能の検査と平行してですね、残留農薬の検査もですね、衛生研究所は大変でしょうけども、農業総合センターも大変でしょうけども、優先順位は安心にはないという部分ですので、盛り込まれているかと思えます。

それではその他4番目「情報の提供と総合的な取り組みプログラム」、その他全体を通して何かご意見は。これまでの管理、実施状況等につきまして、過足委員いかがでしょうか。

(過足委員) いろんなことがたくさんあるものですから、どれから言えばいいんですかね。行政としては、県としては非常によくやってくれたなとそんな風に私は思っております。本当に何をやったらいいのかなと、流通関係もこれで終わりかなと一時思ったくらい、これもダメだあれもダメだと、じゃあどこから持ってきて販売すればいいんだと、大変苦勞させていただいたんですが、県のほうからの指示を仰ぎながら、よくやりました。私は、県はすばらしかったんではないかと思えますね。情報を必ず、昨日の情報は朝のうちに、市場が開設する前に入ってきてるということで、非常に県としての最大の努力はされたんではないかなと思われます。それでも足りなくて今機械を入れているんですが、機械は結構高いんですよ、500万円もするんですから。そして、スツとできないんですよ。何十分と

かかったり、最初はリンゴはむいて持って来いとか、本当にあんな苦勞をしながら販売したいのかっていうくらい大変なんですけど、これもやっぱり今、県のやっ
てる安全・安心ですか、やっぱり福島県産を福島県民で食べないでどこが食べる
んだと思うんですね。ここ（県庁）に知事さんがいるから大きい声で言うんです
けど、やはり一番大事なのは福島県民が安心して福島県産を食べないようではち
よっと無理ではないかと思うんです。まあ東京行って売って来るのはいいんです
が、それよりはもっと福島県民に食べてもらって、もちろんそこは厳しくきちん
としていったらいいのかなと、こんな風に思っております。是非是非、安心な商
品をみんなで提供して、みんなに食べてもらうという方向付けで、努力していた
だきたいなと、こんな風に思っております。

（座長） ありがとうございます。是非新しいプログラムに活かしていただきたいと思
っております。他に、はいどうぞ、加藤委員。

（加藤委員） 2点です。1つは、名称が変わったので、全てこの中の文言が「安全」だ
けでなく「安全・安心」と入るのかという質問です。例えば19ページの名称の
ところで、23年度はこういう名称だったんでしょけれども「ふくしま食の安全」
とあってこれは「安心」が入ってません。24ページ上から3つ目「食の安全に
関するフォーラム等の開催」でこれも「安心」が入ってません。それから25ペ
ージの3つ目「食品安全教室の開催」、これも「食品の安全・安心」となるのか、
それからその下の4つ目「地産地消の食品安全PR事業」、これも「安全・安心」
と変わるのか、それから同じく25ページの6番目のところで「食品安全110
番への対応」、これももしかすると「安全・安心」に変わるのか。23年度は「安
全・安心」という言葉じゃなかったんですけど24年からこういう言葉になった
ので、その辺の文言の統一をなさるのかどうかお聞きしたい。これが1点。

それから2つ目、学校給食のことなんですけど、民報に、給食に提供する野菜、
福島県産を他の県のものだと偽って業者さんが納入して、それが露見しまして問
題になったということで、今、過足委員の方からありましたように、安全な福島
県産のものとして検査されたものを出してるわけですよ。それを産地を偽装し
て給食の食材として納入するとか、それから他県でありましたが、福島県の米は
全ての袋を検査して出してるわけなのに、福島県産の米が少し安価になったから
それを買ってそれを他の県産と偽って売ったという米の業者さんが首都圏の方で

あったとか、そんなことがあったので、やはり福島県の農産物は米にしても野菜にしてもしっかり検査して出してるんだと、それから干し柿については出たのもう一切出してないとか、そういう具体的な安全をアピールしていくっていうことも24年度はさらに大事かと思われまます。それで、産地を偽装して給食に納入した業者さんについては行政の方ではどのような対応をしたのか、それをちょっとお聞きしたいなと思います。以上2点です。

(座長) いかがでしょうか、産地偽装の対応についてのご質問、それから安全と安心のことについては、この後の議題に関わることでありますので、その説明が終わってから回答をいただくことでいかがでしょうか。加藤委員。

(加藤委員) はい。

(座長) では、まず産地偽装の県の対応について、事務局お願いします。学校給食で県産を偽って納入されましたよね。いわゆる違反事例になろうかと思いますが。

(事務局：健康教育課長) 健康教育課でございます。ある町の給食に、産地偽装した食材が納入されたという情報は受けております。その経緯についてはやはり、学校給食、子どもたちが口にするものについて、やはり放射能なんかの不安が大きいということから、他県産のものを入れてくれというような要望になかなか応えられないところでやってしまったという業者の話があるようではありますが、またそれにつきましては、当該の町の教育委員会の方では当然、関係の機関に報告する、あるいは当然、二度とそういうことのないようにということで、関係機関に産地の表示等について、適正な対応をするように要望したとは聞いております。ただ、その業者については、刑事処分の方に移っているというような報道を聞いておりました、そういうことで関係機関、表示の関係の機関とか、刑事処分関係の部署に適正な対応をしていただいているというようなことであります。学校給食の安全・安心の確保ということにつきましては、平行してこちらの方でやっているところでございますが、特に教育委員会の方からそれにつきましては、業者にということでの対応は特にそれ以上はございません。該当の町から要望が出されたということだけ把握しております。

(座長) 健康被害は出なかったのですよね。その評価はどうするかはまた別の問題として、監視指導という観点から、もうちょっと、監視はいいとしても、指導が十分でないかなという部分も、事後点検した際の反省材料にしてですね、是非、留意していただければと思います。加藤委員いかがですか。よろしいですか。

(加藤委員) はい。

議題3「福島県食品の安全確保に係る基本方針」の見直しについて

(座長) それでは時間が押していますので、他になければ次の、まさに話題になっております、「福島県食品の安全確保に係る基本方針」の見直しについて、事務局から説明をいただきたいと存じます。今の第3期の実施状況の反省を踏まえて、この新しいプログラムにおいて、目標を達成できなかった点につきましては、やはり、効果的あるいは計画的にこのプログラムを策定した際に実施していただきたいということを条件といたしまして、ご説明をいただければと思っております。

(事務局：食品生活衛生課長～資料3-1、資料3-2、資料3-3により説明)

(なお、説明の中で、加藤委員の「安全・安心が全てに盛り込まれるのか」との質問について、安全の施策と安心の施策が区別されているため、必ずしも全てが「安全・安心」という文言になるというわけではないと回答。)

(座長) ありがとうございます。非常に大幅に見直されて、いわゆる今日的な課題、特に放射能の関連について特出しをした形で、しかも「安心」というキーワードを添えて取り組むということになるわけです。

是非頑張っていただきたいと思いますが、いよいよ本番ですので、ご意見を伺いたいと思います。今日、特に、学識経験者委員として、県立医科大学の宮崎委員が委員としておいでになっていますので、この特出しの部分からご意見がございましたら、是非、私も聞きたいですし、お願いしたいなと思うんですがいかがでしょう。

(宮崎委員) 福島県立医大の宮崎と申します。今、放射線健康管理学講座というところに所属していますが、もともとは放射線科で、基本的には、去年の3月まで専門家とはいえない立場におりました。ただ、いわゆる放射線の健康影響について、

自分が福島に住む者として、リスクコミュニケーションという言葉はあまり好きではないんですけども、そういったものを市民の方と語ってきた経験から言います。食の安全というのは、すなわち内部被ばくの心配に繋がっていると思います。

先般の福島市のアンケートにありました、何が心配かというところで、外部被ばくより内部被ばくが心配であるという結果が9月に出ましたが、それも去年の同時期よりも心配が増加しているという、これがいったい何に起因するのかということ。いろんなどころでお話をしてきましたが、面と向かって詳しく説明するとご理解いただけることもたくさんあります。ただそれは単にリスクを受け入れろ、ということではなくて、今、現状がどうであるかということに絞って説明させてもらっております。

これは次の資料4の内容に沿いますが、これをざっと拝見した感じだと、様々な対策があって、今まで行政や生産者のみなさんがこの1年8ヶ月やられてきたことの集大成だなど思われます。現場がそれだけ努力してきたことを、僕ら専門家は十分知っていますが、一般の方になかなかそれが届かない。様々な計測データは出ていて、食品の検査もたくさんやられてはいます。しかし、例えば、JA新ふくしまが「モモ」の放射性物質を生産の現場で下げるということをどのようにしてきたかとか、「米」にいったいなぜ放射性物質が出てどのように対策をしてきたかということについては、モニタリングの結果のみを見て「値が十分に低くリスクはこの程度ですよ」というお話だけでは、そういった努力や対策の概要がなかなか伝わらず、理解していただけません。「安全」は数字で測るものかもしれませんが、「安心」というのは生産者の方の努力や顔が見えないとなかなか得られない。そこを説明することが大事なのですが、個別に皆さんがやってらっしゃること、生産の現場も研究の現場もすべてを含めて、結論的にこういう対策をしているからこういうモニタリングの結果になる、など対策から結果にフィードバックされて、さらにその結果、今内部被ばくがこうなっているなど、全てがリンクされて情報が提供されるべきだと思います。放射性物質対策はかなり総合的なものになると思うので、部署別ではなく、そういったリンクを見せる努力をしている、そしてちゃんと見える、ということがかなり重要かなと思っています。

これは具体的にはパツとは言えないので、実際には資料4の中に入ってくるとは思うんですけど、やはり安心を得るというのは難しい。数字でこうだというのは、なかなか安心につながらない。放射線リスクは他のリスクとは違って、新た

に、事故によって全然思いも寄らないところから降ってわいたものですから、数字では理解いただけないというところもあります。これに対して何をやっていくかという「未来」、何をやっているかという「現状」が的確に見える形にするのが非常に重要かなと思っております。

(座長) まさに数値だけの公表ではなくて、それを下げる取り組みというものを、もうちょっと県民に対して理解、わかりやすくPRをすることによって、安心というものが確保されるのではなかろうかなと思います。

農業協同組合中央会の農業対策部長である遊佐委員、何かご意見ありませんか。

(遊佐委員) 貴重なご意見をありがとうございます。生産者団体としても大変参考になるといいますか、今後心してかからなければならないという思いでお伺いしました。県のモニタリング体制、あるいは米の全袋検査を徹底してやっていただいておりますが、それ以外にも特に園芸品目などはどうしても自主検査に頼らざるを得ない部分がありまして、そういった体制の強化を、全戸全品目、あるいは場合によっては全品種ということで、地元のJA新ふくしまさんなどは特に強化しております。私どもも、県外も含めて、いろいろと、福島県の実態はどうなんだということ視察といいますか勉強したいというようなお話をいただいておりますね、できるだけそういったものにはもちろん対応したいと思っております、現地を見ていただいております。そうしますとですね、いろいろとニュースなり報道で漏れ聞いているものと違って、現実に見ていただくと、ここまでやっているのかというような感想をほとんどの方から聞かせていただいております。また、併せて生産面などでの対策をお話しますと、そういった努力もしているんですかという感想も聞かせていただいております。あと隣のJA伊達みらいあたりでは、果樹の除染を非常に寒い中やった、そういった高圧洗浄の映像なども撮りまして市場関係者はじめ、配って見ていただく。そういうことをやりますと、県内の生産者の努力を非常に理解していただいて、風評の解消に、一助になっているということで、今後もそういう取り組みをしていきたいと思っております。ただやはり、あらゆる機会ですらそういう情報というのを発信していかないと特定のルートだけでは不十分かと思っておりますので、県の取り組みとしてもさらに強化していただければありがたいと思っております。

せっかくマイクをいただいているので若干質問をさせていただきたいと思いま

す。この取り組みは県民の「食の安全・安心」ということがもちろん最優先かと思えます。今回、従来からの「安全」に加えて「安心」というキーワードが加わりまして、施策も盛り込まれるということなんです。その中で、私どもは地産地消といいますか、県民が安心して食べれるということがもちろん重要だということではあります。やはり県外にも生産物を多く販売しております。まだまだ風評という点では解消されていない、むしろ品目的には厳しくなっているものもありまして、その解消の対策は国への要請はじめ、やっているんですが、なかなか決定打がないという状況ですが、このプログラムの中では、県民向け、あるいは県外の方々に対する事業などは盛り込まれるのかどうかといったような点を1つお伺いしたいと思います。

それと、特に放射能の問題は、国が基準値を示してそれ以下であれば安全ということが基本かと思うんですが、なかなかそこに対する理解がないと思われ。国に対する信頼もないというなかで、課題はあるんですが、やはり本来であれば国が専門家の見解などももっと公表してほしい、積極的に周知してほしいということになるんですが、なかなかできていない。そのときに国に代わって県ができる部分とできない部分があるかとは思いますが、こうした災害の影響を受けている県としてですね、国が不十分であれば県がここまでやるよといったような、そういった側面はあるのかどうかということで、そのあたりをお伺いできればありがたいと思います。

(座長) はい。他にご意見はございますでしょうか。まあ基本的にはこの基本方針については委員の方々には異論無いようでございます。

どうぞ。太田委員。

(太田委員) 私は浜通りの宮城県との境にあります新地町から参りました。新地町は放射能の影響なども、比較的少ないということになっているんですけども、ただ今回、この食の安全に出させていただいて思ったのはですね、これはあくまでも流通している品物に関しての食の安全であって、例えば、うちみたいに自給自足のものが多少あると、そういった家っていうのはかなりあると思うんです。それについての安全っていうのが、安心っていうのが全くないわけなんです。たとえば例をあげさせていただきますと、うちの畑にミョウガがなりました。2カ所目は山から流れてくるあたりにある畑の際のミョウガ、2カ所別々に役場の方に出し

て測ってもらいました。そのあと、ちょっと山の方に入ったところにミョウガがあって、それも測ってもらいました。畑のミョウガに関しては、1つは下限値以上でないというか、全く問題なかったんですよ。片方はちょっと出ましたけど問題なかったんです。それで、山の際のところ、山とのちょっと境目、中くらいに入ったところのミョウガは、かなり高い値が出たんです。でも、それに対して、同じミョウガであってもこれだけ値がばらついて、不安な気持ちでいっぱいなんですけど、それに応えてくれるのはどこもないんです。そういう気持ちっていうのは、結構持ってらっしゃる方がいると思うんです。先ほど、安心して食べれるものっていう話があったんですけど、流通していると問題が大きくなって、何かあったときに、いろんな実験やら何やらなさって、結論が出てくると思うんですが、自給自足でいってる人たちに関しては、何もないんで、その辺ですね、これとはちょっとかけ離れちゃってるかもしれないんですが、何かいい方法があったら教えていただきたい、何かすすがるものがほしいと思います。よろしくお願いいたします。

(座長) 自家栽培に関する線量の問題だと思いますが、この基本施策といたしましては、お読みのとおり生産から消費に至る食の安全の確保など、3項目ほどあるわけですが、この後の具体的な新プログラム、こういうことをやっていきますよと、いう具体的なプログラムの中で、関係の事務局の方からご指導いただければと思いますが、いかがでしょうか。それから、生産者の方の話も、この基本方針については異論がないという話ですので、まさに次の議題になります、具体的なプログラムに関わる内容かと思しますので、資料4の議題4「福島県食品安全確保対策プログラム」の見直し、具体的な内容についての説明に入らせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

議題4「福島県食品安全確保対策プログラム」の見直しについて

(座長) では、議題の4について事務局の方からご説明願います。

(事務局：食品生活衛生課主幹～資料4により説明)

(座長) ありがとうございます。大変わかりやすい資料を作っていただきました。全体的に非常に丁寧なご説明であったかと思えます。この基本的な方針に基づきまし

て、具体的なプログラムが、ご説明のとおり策定をされたわけでございます。先ほど、遊佐委員の方から、地産地消とか食育の観点についてもお話がございましたが、遊佐委員の方で何か、再度これを伺って、何か感想でも結構ですので、ごいまいしょうか。

(遊佐委員) 体系的な施策を組んでいただいております。全体的には言うことはないんですが、1つ、先ほど私が場違いな質問だったかもしれないのですが、やはりこれは県民の安全・安心確保ということですので、県外向けというのはやはり農林水産行政の中でということだと思いますので、大変失礼をいたしました。全体的にはそのようなことです。

あと、申し訳ございません、1つ別な質問をしたいんですけど、BSEに関してなんですけども、食品安全委員会からの答申をもとに厚生労働省の方で今後の対応を検討しているということです。20ヶ月齢から30ヶ月齢に、輸入規制の部分とか国内対策とか、諮問に対してはそういった方向に向かっているのかなと思うのですが、ただ消費者としましては、そこに対して本当に大丈夫なのかといったような不安の声はまだまだあるということで、私ども生産者団体としても消費者の納得のいくような形で性急な結論付けはやっぱり困るという立場でおるんですけども、その中で、見つけれなかったんですけども、BSEの死亡牛の検査の項目はあったんですけども、と畜場における全頭検査についてはどこに書いているのか。

(座長) 19ページですね。

(遊佐委員) 19ページですか。TSEスクリーニング検査とあるのが、これがBSE検査ということですか。わかりました。すみません。それと今、国の動きに対して県としてはどのような現状認識をしているのかというような点でですね、お伺いできればと思います。

(座長) いかがでしょうか。全頭検査は金がかかるんですが、ぜひやっていただきたい。私も個人の意見として。いかがでしょうか。

(事務局：食品生活衛生課長) 19ページにTSEという形で牛に加えましてめん羊及

び山羊についての異常プリオンの検査ということをご掲載してございます。国の動きが確かにございまして、各県いろいろ検討中というふう聞いております。福島県におきましても、平成25年度の予算、まだ調整中ではございますが、検査予算の確保については継続しております。国及び他都道府県の動きを見ながら、判断していくことになろうかと思いますが、消費者のみなさんが納得するような形で事業を進めていきたいと考えております。

(座長から19ページの誤字についての指摘あり)

(座長) 先ほどのミョウガについて太田委員からお話がありましたが、基本的には様々な放射線に関する啓発・教育の普及事業が見込まれている。しかしながら個人の部分については、何ともこの具体的なプログラムの中には見込まれないわけですが、自己防衛をするしかないのかなというふうに思うんですが、あるいは検査のサービスを充実した中でですね、対応していただくとか、あろうかと思うんですが、その辺、事務局の方で何か、太田委員の切なるご質問でございますので、よろしくをお願いします。

(事務局：消費生活課長) 消費生活課長の近藤でございます。33ページをご覧いただきたいのですが、「食品等の放射能簡易分析装置整備事業」というのがございます。これはいわゆる自家消費の部分の検査体制の整備でございます。現在のところ、市町村に、新地町には4台、新地町自体も2台入れているので計6台、ということで整備させていただいて、検査には、量が1キログラム必要だということで、大変ご迷惑はかけておるんですが、そこで、自分のところで消費するものについては、そういったところで検査させていただいて、安全なものを確保させていただいて、食べていただくと考えておりますし、今後もそういう整備を進めていきたいと考えております。

(座長) 太田委員。どうぞ。

(太田委員) 確かに自分のところは自分で守らなければならないというのはわかっています。作ったものは、その都度持って行って測って食べています。ただ、先ほど言いましたが、あれはほんの一例なんです、片方が良くて片方が出る。そした

ら場所によって同じものでもばらつきがあると思うわけです。山の方でとれたミョウガはだいたい400ベクレルくらいってたんです。そうすると、不安なわけです。場所的にも不安です。それで、例えばの話、ここが山の水が流れ込むところだからだめなんだよと言っただけるところがあれば安心するんです。そこに行かないという方法をとればいいんですから。測ってもらうのは測っただけなんです、そのあとがないので、質問しても答えは返ってこないわけです。それについて私が思ってるっていうことは他の人も思っていることもあるんじゃないかと思うんです。確かに流通の方だけはしっかりしているかもしれないけど、自給自足をやっているところっていうのはずいぶんあると思うんです。1つ1つそういうふうを追ってみますと、残るのは不安だけなんですよ。例えば今まででしたら、タケノコが出たから隣の家にやる。今は全くやれないわけです。確かに、普通に流通しているものはこれだけきちんとしているんだから全部買えばいいのかといえばそうではないと思うんです。だからその辺も考慮していただけないかと思うわけです。ダメならダメでわかるんです。納得させて欲しいだけなんです。こうだからという説明がほしい。そういうのが、皆さん受けているのか、私みたいに過敏になっている人がそういないのか、その辺はわかりませんが、そういうことなんです。

(座長) よくわかります。はい、宮崎委員。

(宮崎委員) この資料4を見てということと、あと太田委員が先ほどいわれたことと関連して、今おっしゃっていた「説明がない」ということが重大なことでして、どこでもそういうことになっていると思います。今日は時間がないので詳しくは話しませんが、私はこの立場で1年半、ホールボディーカウンターを整備を上から下からやってきました。ホールボディーカウンターが何を見ているかということ、食べ物からどれくらい放射性物質をとっているか、ということに尽きますが、現状が劇的に低いということはわかってきています。

ただしその中で高い方がおります。4つ条件がありまして、野生のものを食べる、しかも例えばキノコとかみなさん高いとわかっているものも含めて食べる、それを毎日常食している、さらにそれを未検査で食べる、という行為が重なって、体内の放射性物質の量を引き上げるということがわかってきています。そういった事情も、個別の説明がないとなかなか伝わりにくいです。

市町村に食品計測用の機械が配られて、実際計測をやっている現場にも行ったことがあるのですが、一例を挙げると、地下水を測って、そこからセシウムが出るって話をいただいて、詳しく見させていただいたらそれはセシウムではなくて、自然の放射性物質が誤ってセシウムだと認識されておりました。そういったエラーが現場で処理できるかという、現場の方はなかなかわからない。問題は2つありまして、まず微量なものを測るということ自体がどの程度まで正確性があるのかということと、もう1つは測った後結果が出たときそれをどう解釈するかというところの2つに説明が行き届いていないように思います。市町村に対して、こうしなさい、ああしなさいというのは難しいと思いますが、測るという行為と説明はセットで、生活するために測る、食べるために測るのであって、捨てるために測る、数字を出すためだけに測るのではないはずです。食品測定装置について、去年は福島県環境計量証明事業協会に委託して、精度とか知識面とか使っている方への啓蒙をやっていたはずですが、今年は委託が切れているということで、食品を測るということでの統一というか指導というか、そういったものを市町村に任せてしまうのか、と。どこも手が足りないと思うので、それでは難しいと思うのですが。もう1つは、そういった指導が入ることで、その現場で測りながら、何を測っていてどういう意味があるということをきっちり教え、現場と対話することで何が心配か、ということをきっちり聞く、そしてその心配に対してフィードバックができる体制というのが可能かどうか？これは県のやることなのかどうか難しいなと思うんですけども、こういったものに力が加えられるかどうかをちょっとお聞きしたかったんです。

(座長) いかがでしょうか。

(事務局：消費生活課長) 2つのうちの1つは、精度管理の問題をおっしゃってるんだと思うんですが、機械を適正に管理するということは基本的に大切で、これをやらないと、結果が正しいかどうかというのわからないわけで、これについては大きく分けて2つ必要で、1つは検査員の技術のレベルを維持するという作業が必要です。それともう1つは検査機器を適正に管理するという必要があります。今、環境分析センターとかそういうところに機械の維持管理の方のアドバイスそれから質問等については去年と同じように委託をしておりますので、それから、機械自体、1年毎の放射能レベルを合わせる作業も必要で、それも来年度、

1年目になるので、それもやっていく予定にしております。それから検査員の技術のレベルの話になりますが、昨年度からだいたい毎月研修会をやっておりまして、検査を実際にやる人たちを集めまして、検査のやり方等について説明しております。併せて、今の先生の話ですとなかなか十分ではないということなんだろうと思いますが、それは何を意味するのかというようなことも併せて、説明しております。もちろん、まだまだ慣れていないということも現実的にはございまして、そういったものも適正に、研修会を実施しております、今年度も、前年度からの合計で10回になったと思いますが、そういう研修会を実施しております。

(座長) 太田委員、いかがでしょうかね。やはりちょっと漏れる部分かなとは思いますが、やはりその辺も1つ1つ丁寧に、検査をしながら、していかなければいけないだろうなと思いますけどもね。まあ、県全体の部分から見ると、網はかけてはいるわけですけども、さらに細かい、投網のような、霞網のような形になると、お金もかかるし人員も、本当にまあ大変なことだと思うんですが、なんとかみんなんで努力していきたいなと思いますけどね。

(太田委員) こういうことがあるということは知っていただきたい。

(座長) そうですね。やはり網から漏れる部分があるのは事実ですので、その辺は可能な限り県の施策の中で埋めていただければと思います。他の委員の方、何かご意見ございますでしょうか。はいどうぞ。

(事務局：農産物流通課長) 農産物流通課長の吉田と申します。私県庁には37年ほどおりまして、こういった冊子とかプログラムというのは本当に役人的なもので、皆さん消化不良でお帰りになるのではないかと思います、ちょっと資料を配らせていただきます。このプログラムの性格というのはあくまで行動計画でありまして、具体的な行動を示すものではない。この後、県庁の各課がいかに連携して行動を起こしていくか、それが重要なところだと思いますので、3点ほど資料を配らせていただきました。

一番小さい紙は、私のところではなく水田畑作課というセクションで、米の全袋調査をやっています。そういったものをこういったチラシをつけましてプロモーションをやっている。些細なことですけどもこれも重要かと思えます。

もう1つはA4を二つ折りにしたやつでございますが、これも複数の課が関係してございます。「ふくしま新発売。」という、プログラムの中だと38ページに出ているものなんですが、その具体的な行動としましては、こういった、これも実際にモニタリングをしているのは環境保全農業課だったり、園芸物だったら園芸課だったり、穀類だったら水田畑作、林業関係、いろんなところが関わっています。その関わったものを、「ふくしま新発売。」という形で、これだけの件数をやってます。そして裏を見ると、今年になって2万数千件やってるという資料。それから下のほうは、これは「恵みの事業」といいまして、これも複数の課が関わっております。こういったものを「ふくしま恵み」でやっています。裏側に行けばちょっと古いですがいまも800万袋超えましたけども、そういったものが出てると、そういったものも広くお示ししなければいけない。

それから一番堅い印刷物ですけども、「ふくしま新発売。」、これは基本的にモニタリング結果、今、600アイテム、6万7千件ほどのものがこのなかに入っているわけですけども、みなさんが検索できると。そしてもう一つは、それ以外にもその裏側のほうの下にございますけれども、福島県の農業の情報を伝える、除染の話も出ました、そういったものも伝えていきたい。それからこういった中には、食品生活衛生課の方でやっている、収去検査、加工食品についても、本来私ども農林水産部だから、ほかの部局ということではなくて、消費者目線に立てば、消費者の皆さんが関心を持つことは極力こういった形で取り込んでいこうと思っております。

そういった中で、ちょっと前に遊佐委員からお話のあったPR活動っていうのはまさにこのプログラムの中から派生する行動であろう、具体的な行動であろうと考えておりますので、農林水産部がやる保健福祉部がやるということではなく、それぞれがそれぞれでやっていく。ただ、宮崎委員のご指摘で非常に耳の痛い、部署別でなく総合施策が必要である、まさにそのとおりだと考えております。ただ、県庁という広い組織のなかで、総合的にやっていくことは非常に難しい。それと今まで、内部でつめること、平成23年はそれぞれの部署が本当に内輪での行動をとって参りました。お話が出た中で拾い上げれば、農業の技術系の課においては、土から農作物にどれだけ移るんだ、実際は千分の1とか千分の2とかいう数字です。そういった結果もホームページに出ています。それから、資料で言うと34ページの12番で日常食のモニタリング検査というのもやっております。県がやっているのが78件、それからコープふくしまさんがやっている100件、

そういったものも含めてやる。それから学校給食の数値もある。私の今の仕事というのは、外に出回って、県がわかっていることをしゃべりまくっているわけですが、そういったときには自分の関係する部局だけではなくて、ほかの部局についてもいろいろお話をします。そういったことでこれからは、県庁マンだけではなくて、今日、学校の教育関係者の皆さんもいらっしゃいますが、それぞれの立場において、皆さんが出られる場で、どんどん外に出てお話をすることにも必要になってくるのではないかと思います。それと遊佐委員から国の不十分な部分ということで、私が非常に不十分だと思うのは、それぞれの専門の方が非常に難しい、国の食品安全委員会というところがリスクコミュニケーションで冊子を作っています。非常に難しいです。県の消費生活課でも県のものを作っている。あと私は福島在住ですが福島市も作っている。それぞれ難しい部分がございますので、やはりそこを簡単に、それを一番安くできるのが、マスメディアでございます。その1枚のチラシを1万枚作るのに6万いくらかかります。でも新聞が書けば、パッと出ますので、マスメディアに情報をきちんと提供して、マスメディアが社説とか論説という中でかなり重みを持った形で書いていただくということが、先ほど太田委員がおっしゃった、安心の情報が到達していないということは、やはり新聞でどんどん出て行くような、そういったことを今後進めなければならないだろう、ということで、委員の皆さんが消化不良でお帰りにならないように、これが、具体的な行動に今度は出て行くというような事例でございます。

(座長) ありがとうございます。私がまとめる内容を課長さんが言っていたような気がしますが。先ほどちらっと出ましたけども、土壌汚染で、地産地消・食育を推進するという観点からは、郷土食を守る、あるいは日本の伝統的な食のあり方を伝承、あるいは守るということについては非常に厳しい部分があるのかな、と個人的な感想は持っております。26ページに食育の推進ということが掲げられておりますが、なかなか大変だろうとは思いますが、個人的な意見で恐縮ですが、しっかりとお願いしたいなということも含めまして、これらの安全・安心対策プログラムを効果のあるものにしていただきたいと思います。委員の皆様から何か、全般的なことでも結構です。意見、要望があれば、この際徹底的に、お金のかかることかもしれませんが、はいどうぞ千葉委員。

(千葉委員) 時間も終わっていて恐縮なんですけども、今回新しい対策プログラム、基本理念も全く新しくしたということで、安心ということが入ってきたのが大きな点だなと思っております。もちろん基本理念としては当然かなと思うんですが、今日は対策のプログラムということで、具体的な、こういうことやっていきますよというお話だったと思いますが、安心を確保するというような言葉とか、いろいろ出てきているので、県としてはどういうことを目指してこれを作られたのか、最後に確認させていただきたいんですが、何をもって安心、というところと答えにくいんですが、こういったプログラムが、どういったことで安心につながるようなプログラムとお考えだったのか、という根本的なところ、こういうところが安心につながるというのがあれば、お教えてください。

(座長) お願いします。

(事務局：食品生活衛生課長) 非常に概念的なお話になってしまうおそれがあるんですが、この放射性物質の問題がある前までは、安全を徹底的に確保することが安心への道筋だったと認識しております。ただ、この放射性物質の問題が発生してからは、食品衛生法の基準値の評価にもいろいろあるかと思いますが、基準値でも不安だという方、あるいは基準値自体が過剰な安全率がかかっているというご意見、そういったような、いろいろな立場のスタンプが出てきているという状況になっておりますので、私どもが安心を掲げたのは、今福島県にとって、安心は必ずしも安全の先にあるもの、基本的にはそうでございますが、安全が確保されているといくらお伝えしても、安心の部分についてまでご納得いただけない部分があると、そういったところについて皆さんと一緒に考えていくような方向で施策を作っていく、と思って基本方針に安心を入れ込みましたし、プログラムの中にも安心について活動している部分を、そのための基本施策の一部という形で整理させていただいたということになります。皆さまにおかれましても、私たちにとっての安心って何なのかということ、先ほど太田委員の方からもございましたけれども、いろいろなご意見を頂戴して県の施策に反映できればありがたいなと思っております。

(座長) 時間も来てしまいましたが、食の安全もさることながら、安心ということについて、千葉委員のご指摘のように極めていろんな問題が含まれております。今後

さらに、当懇談会の使命というものが非常に重要になってくるのかなという印象は持ちました。他に何かご意見は、はいどうぞ。

(加藤委員) すみません。2点だけお願いします。1つは、資料4について、非常に詳しいお話で、非常によくできてるなと関心いたしました。担当者の方、本当によくまとめていただきました。それで特に、私が良いと思いましたが、薄い黄緑色で用語の解説が載っているというのが非常にわかりやすかったです。わからない言葉がいっぱい出てきまして、例えば10ページの「HACCP」とか、8ページの「GAP」とか、17ページの「GLP」とか、19ページの「TSE」とか、20ページの「PRTR」とかそういうのは初めて聞く言葉で、私も見て非常に良くできてるなと思いましたが。私は1つだけわかってたのは、「HACCP」は23年のいわき市の食品衛生監視指導計画の後ろについてる用語集の中で「ハサップ」とか「ハセップ」とか「ハシップ」とか読むというのを書いてあったのを見たくらいで、あと、これは平成20年度の食品表示ハンドブックですけど、その用語にも今言ったような言葉が出ていないので、あまり認知されていない言葉だと思うんです。これがこういうコラムみたいな形でいっぱい出されて、非常にわかりやすいので、さらに皆さんがわかるようにPRしていかれたら良いと思いましたが。非常に良くできていると思ったのが1点です。

それからもう1つ、中核市についてわからなかったのが2点目です。中核市って載ってますけどそれはどこを意味するのか。常識的に考えると福島市とか郡山市とか会津若松市とかいわき市なんでしょうけど、中核市の特定ができないということが1つ、それから4ページの方で、食肉に関することを中核市から郡山市にしたという点、この2点です。

(座長) はい。よろしくどうぞ。

(事務局：食品生活衛生課長) お褒めの方はありがたく頂戴したいと思います。中核市でございますが、大変恐縮でございます。行政用語でございます、ある規模の都市がこういった機能を満たしますよということで国に認められた場合にその市を中核市と言っております。ですから地域の中核になる市という趣旨も含んではいるんですが、福島県においては郡山市といわき市がそういう意味で中核市という指定を受けられておまして、中核市と書かれている部分は郡山市及びいわき

市の意味でございます。その中でも郡山市だけがおやりになっている部分は郡山市と書かせていただきました。説明が不足しております恐縮でございます。

(座長) よろしいでしょうか。ご意見がないようですので、これで、ちょっと大変時間がオーバーしてしまいましたが座長を降ろさせていただきます。本日はどうもご協力ありがとうございました。

【閉 会】

(司会) ありがとうございました。これをもちまして「平成24年度第1回ふくしま食の安全・安心推進懇談会」を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。